

金沢大学大学院法務研究科
2008年度「法理学」定期試験

7月25日 10:30-12:00 実施 / 出題: 足立英彦

解答・解説 (70点満点)

1. 日本国憲法 29 条 1 項の規定「財産権は、これを侵してはならない」の意味を、「財産権」「財産権限」「授権規範」「義務的授権規範」という語を用いつつ説明しなさい。(20 点)

解答例 国会には、憲法が定める授権規範(41条、59条など)によって、国民の法的位置を変更する法律を制定する権限が与えられている。変更される国民の法的位置には、特定の行為をすることしないことの義務や、特定の行為をすることしないことを求める権利、そして、特定の行為をすることしないことの許可(特定の行為についての自由)という、自然的行為に関する法的位置(義務・権利、自由)のみならず、特定の事柄に関する個別的法規範を制定するという制度的行為をする権限も含まれる。例えば、契約を結ぶ権限や婚姻を結ぶ権限などがこれにあたる。ところで、特定の自然的行為に関して義務を課す法律は、国民の自由を制限することから、その制限が過剰とならないように、より上位規範たる憲法において国民の自由を定める必要がある。これに対して、制度的行為については、その行為をする権限を授ける授権規範があって初めて行うことができることから、立法者がその授権規範を制定しなかったり、一旦国民に与えた権限を大幅に制限したり廃止したりすれば、国民は制度的行為を行うことができなくなってしまう。国民の自然的行為をする自由を守るためには、特定の行為を命令・禁止する法律の制定を、憲法に国民の自由を定めることによって制限しなければならないと同様、国民が制度的行為をする可能性を守るためには、憲法によって、国会に対し、制度的行為をする権限を国民に授ける授権規範の制定を義務づけ、またはその大幅な変更や廃止を禁止することが必要である。すなわち、法律を制定する権限を国会に与える授権規範のうち、国民に権限を与える法律を制定する権限を国会に与える授権規範については、許可的授権規範ではなく義務的授権規範であると解すべきである。このように、立法者に対して制度を構成する授権規範を制定することを義務づけ、かつ、それを大幅に変更したり廃止したりすることを禁止することを「制度的保障」と呼ぶ。その典型例が、設問の憲法 29 条 1 項の規定である。私人は、例えば民法 555 条があるがゆえに、売買という契約(個別的法規範)を結ぶことによって、買主に物の引き渡し請求権と代金支払い義務を、売り主に物の引き渡し義務と代金支払い請求権という債権・債務を発生させることができる。さらに、物の引き渡しと代金支払いの完了後、買い主に物の所有権を、売り主に代金の所有権を発生させる。すなわち、民法 555 条によって売買契約を結ぶ権限が私人に与えられることによって、私人は、債権を発生させ、物権を移転させることができるのである。この例で明らかのように、私人は、法律行為をすることによって、債権や物権などの私法上の財産権を発生・移転させる権限(財産権限)を民法で与えられているがゆえに、私法上の財産権を得たり譲渡したりすることができるのだから、憲法 29 条 1 項は、私人が有する私法上の財産権の保障を定めるとともに、立法者に対し、売買契約等の法律行為を行う権限を私人に授ける授権規範(例えば民 555)を制定することを命じ、またそれを大幅に変更したり廃止したりすることを禁止している、すなわち、契約などの法律行為をすることによって、財産を取得したり譲渡したりする財産権限を国民に保障していると解すべきである。

解説 上記はあくまで解答例である。財産「権」と財産「権限」の意味を理解した上で両者を区別できているか、憲法上の授権規範(国会に立法権限を授ける法規範)と民法上の授権規範(私人に法律行為を

する権限を授ける法規範。解答例で強調表示した授権規範。)を混同していないか、義務的授権規範の「授権規範」は前者の、憲法上の授権規範を指すことを理解できているか、以上の点を含め、制度的保障の構造を正しく理解できているか、といった点を確認することがこの問いの目的である。

2. 次の文章の空欄を埋めよ。(各5点、計10点)

「一方の法規範の構成要件が他方のそれと完全にまたは一部一致し、かつ、一方の法規範の構成要件が他方のそれより特殊とはいえず、かつ、双方の法規範の効果が同時に両立しうる場合の規範競合を()、同時に両立しえない場合の規範競合を()と呼ぶ。」

解答 重疊的(又は重複的)規範競合*1 択一的規範競合

3. 次の推論は論理的に正しいか、真理表を用いて説明せよ。(各10点、計20点)

(a) $A \rightarrow B, \neg A \vee \neg B \vdash \neg B$

解答

A	B	$A \rightarrow B$	$\neg A$	$\neg B$	$\neg A \vee \neg B$
T	T	T	F	F	F
T	F	F	F	T	T
F	T	<i>T</i>	T	<i>F</i>	<i>T</i>
F	F	T	T	T	T

前提 $A \rightarrow B$ と $\neg A \vee \neg B$ が共に真であり、結論 $\neg B$ が偽である場合(上記斜体)があるので(3行目)、問いの推論は論理的に正しくない。

解説 $(A \rightarrow B) \wedge (\neg A \vee \neg B) \rightarrow \neg B$ がトートロジーでないことを示してもよい。真理表が正しければ5点。さらに、説明が正しければ3点、結論が正しければ2点加点。

(b) $(\neg A \vee \neg B) \rightarrow \neg C \vdash (A \wedge \neg B) \rightarrow \neg C$

解答

A	B	C	$\neg A$	$\neg B$	$\neg A \vee \neg B$	$\neg C$	$(\neg A \vee \neg B) \rightarrow \neg C$	$A \wedge \neg B$	$(A \wedge \neg B) \rightarrow \neg C$
T	T	T	F	F	F	F	T	F	T
T	T	F	F	F	F	T	T	F	T
T	F	T	F	T	T	F	F	T	F
T	F	F	F	T	T	T	T	T	T
F	T	T	T	F	T	F	F	F	T
F	T	F	T	F	T	T	T	F	T
F	F	T	T	T	T	F	F	F	T
F	F	F	T	T	T	T	T	F	T

前提 $(\neg A \vee \neg B) \rightarrow \neg C$ が真で、結論 $(A \wedge \neg B) \rightarrow \neg C$ が偽になる場合がないので、問いの推論は論理的に正しい。

解説 $\{(\neg A \vee \neg B) \rightarrow \neg C\} \rightarrow \{(A \wedge \neg B) \rightarrow \neg C\}$ がトートロジーであることを示してもよい。配

*1 現在は累積的規範競合または非択一的規範競合と呼んでいます(2014年7月16日追記)。

点は (a) と同様。

4. 最判昭和 49 年 12 月 24 日は、「全文・日付・氏名を自書して遺言を作成したが、それに印を押さなかった遺言者は、自筆証書遺言を作成する権限を有していた」と判断したと解せる。この判断が反法律的法形成であることを説明しなさい。(20 点)

解答 「全文・日付・氏名を自書して遺言を作成する」を T1、「遺言に印を押す」を T2、「自筆証書遺言を作成する」を R、「権限を有する」を K で表すこととする。まず、民法 960 条、967 条、968 条から、「どんな者でも、全文・日付・氏名を自書して遺言を作成し、かつ、遺言に印を押す場合、またその場合に限り、自筆証書遺言を作成する権限を有する」 $(x)(T1x \wedge T2x \leftrightarrow KRx)$ という法規範が有効であるといえる。この法規範から、 $(x)\{\neg(T1x \wedge T2x) \rightarrow \neg KRx\}$ が、さらにド・モルガンの法則に基づき $(x)\{\neg T1x \vee \neg T2x \rightarrow \neg KRx\}$ が、またさらに $(x)\{T1x \wedge \neg T2x \rightarrow \neg KRx\}$ が演繹される。ところで、問いの最高裁判決は、遺言に印を押さなくても、自書で遺言が作成されていれば遺言は有効である、すなわち、 $(z)(T1z \wedge \neg T2z \rightarrow KRz)$ であると判断した。この規範は、制定法から演繹によって導き出される上記法規範とは、構成要件は同じだが法的効果が互いに矛盾する関係にある。すなわち、択一的規範競合の関係にあるので、裁判所の法形成は、反法律的法形成であったといえる。

解説 この問において法律から得られる法規範は、単なる条件法 (\rightarrow 「ならば」)ではなく双条件法 (\leftrightarrow 「ならば、またその場合に限り」)の命題である。なお、法律から導ける法規範と反法律的法形成によって形成される法規範が択一的規範競合の関係にあることを知っていれば、問 2 の文章から、問 4 では、両規範が「一方の法規範の構成要件が他方のそれと一致し、かつ、双方の法規範の効果が同時に両立しえないという関係にある」ことを示せばよいことが推測されたはずである。また、問 3 (b) で、 $(x)\{\neg T1x \vee \neg T2x \rightarrow \neg KRx\}$ から $(x)\{T1x \wedge \neg T2x \rightarrow \neg KRx\}$ が演繹されることも示している。

正解者が少なかったため、「民法に従えば押印のない遺言は無効である」という点を指摘している答案(この点は条文から簡単に読み取れるので、本来であれば加点対象とならないのだが)に 10 点与えた。

参考情報

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	定期試験平均点	総合平均点
20	20	0	44.1	68.0

* 定期試験上位得点者数: 62 点 1 名、55 点 2 名。

以上 (2008 年 8 月 1 日作成)